第３４回水戸市農業委員会総会会議録

会長　笹沼恭一は、令和８年４月１３日午前９時３０分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎５階農業委員室に招集した。

出席委員（２２名）

１番　岡田幸一	２番　松橋裕子	３番　笹沼恭一
４番　市村正司	５番　安藏久男	６番　飛田信広
７番　小松崎陽子	８番　一木克昭	９番　安　邦弘
１０番　皆川　晃	１１番　吉澤　勇	１２番　大圖金雄
１３番　軍地美代	１４番　渡邉京子	１５番　外岡健寿
１６番　雨貝　裕	１７番　関　成一	１８番　髙安幸一
１９番　雨谷克己	２０番　深谷　泉	２１番　今関征一
２４番　髙橋　基		

欠席委員（なし）

事務局

事務局長	後藤俊之	次長	岩間雅徳
次長補佐 兼調査広報係長	浅川勝彦	農地係長	谷津知一
農地係	米川隆明	農地係	小橋央樹
農地係	野村俊貴		

内　容

１．議事

議案第１号　農地法第３条の規定による許可について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可について

議案第４号　土地現況証明願に対する承認について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について

２．報告

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出に対する受理について

報告第２号　農地法第４条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理につい

て

報告第３号　農地法第５条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第４号　制限除外の農地の移動届について

報告第５号　農地改良協議に対する同意について

会　議　の　概　要

事務局　皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、お時間をいただきまして、今回の定期異動で農業委員会事務局の職員にも異動がございましたので、紹介のほうをさせていただきます。

皆様のお手元に農業委員会事務局職員の人事異動についてという、１枚の資料がございますので、こちらをご覧いただければと思います。

初めに、令和８年３月31日付、事務局長吉川正浩が退職いたしました。

続きまして、令和８年４月１日付、次長補佐兼調査広報係長海野尚史が下大野市民センターに、農地係の塚田一平が学校管理課に転出となっております。

それでは、転入者の紹介をさせていただきます。

令和８年４月１日付、産業経済部農政課から農業委員会事務局長として後藤俊之でございます。

事務局　４月１日付で農業員会の事務局長を拝命いたしました後藤でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

事務局　続きまして、三の丸市民センターから次長補佐兼調査広報係長として、浅川勝彦でございます。

事務局　浅川です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　続きまして、山根市民センターから農政係に配属になります細谷潤でございます。

事務局　細谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　続きまして、市民環境部廃棄物対策課から農地係のほうに配属になります米川隆明でございます。

事務局　米川と申します。よろしくお願いいたします。

事務局　以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会　　長　皆さん、おはようございます。

４月も13日となりますと、田植えの準備を進めて月内には田植えが始まるという時

期ではないかと思います。そういう中の今日は総会であります。

先ほど事務局からご案内ありましたように、今般、人事異動が大幅にありました。

吉川事務局長、それから元事務局長であった江幡さんが退職し、海野さんと塚田さんが転出となりまして、今回紹介された４人の方が入られたわけであります。その中でも新しい事務局長としては農政課におられました後藤さん、そしてまた以前に、農業委員会事務局におりました浅川さんが入ってこられました。それから、今回山根市民センターから細谷さん、廃棄物対策課から米川さんが入っております。

本当に４月毎回人事異動で、大変なときを迎えるわけですけれども、この４人については本当に頼もしい限りでありますので、我々も一緒に頑張って今期やっていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様方もよろしくお願いいたします。

議　　長　それでは、ただいまから第34回水戸市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は22名全員出席しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項に基づき会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議　　長　ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名いたしますことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしと認め、そのように指名をさせていただきます。

24番の髙橋基委員、そして１番の岡田幸一委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局　第34回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第３条の審議案件が19件、農地法第４条の審議案件が２件、農地法第５条の審議案件が26件、土地現況証明が１件でございます。報告事項としまして、農地法第３条の３の届出が７件、農地法第４条の届出が５件、農地法第５条の届出が13件、制限除外の農地の移動届が１件、農地改良協議が１件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして75件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議　　長　ご報告いたします。本日、一般傍聴人１名がお見えになっておりますので、よろしくお願いいたします。

　議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を10番、皆川晃委員にお願いいたします。

議　　長　それでは、議案第１号　農地法第３条の規定による許可についてを上程いたします。

　第１項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

　調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第２項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、契約内容は贈与でございます。受人は、自宅に隣接し、自家消費するため申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員　21番、今関です。

調査検討したところ、この件について受贈者の屋敷続きで、自家消費の野菜を耕作したいということですので、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第１項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。
　調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第５項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。
　調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第６項を上程いたします。
　事務局より説明をいたさせます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷です。
　調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第７項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷です。
　調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第８項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員　11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第９項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第９項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員　11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第

２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

髙橋委員　24番、髙橋です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項と12項は関連がありますので、併せて上程いたします。
事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局　第11項及び第12項は関連がありますので、併せてご説明いたします。契約内容は全て売買であります。受人は、経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

髙橋委員　24番、髙橋です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　説明の前に、議案の表現に一部訂正がございます。理由に自作地とありますが、正しくは借りて耕作している耕作地でありました。

改めてご説明します。第13項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在借りている耕作地に隣接し、耕作に便利なため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。

この案件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局　第15項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自家消費するため、実家に隣接する申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

調査検討した結果、受人は、実家近くの申請地を耕作していきたいということですので、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局　第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項と議案第３号　農地法第５条の規定による許可についての第26項とは関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局　第17項と議案第３号　農地法第５条の規定による許可についての第26項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第17項でございますが、契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。３条申請は、太陽光発電パネル部分について耕作の用に供される農地の上部に設ける権利の部分になります。

議員書の10ページ最下段をご覧ください。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可についての第26項の説明でございますが、契約内容は賃貸借の設定でございます。

５条申請は、太陽光発電パネルを支える支柱等の一部分の転用のために設ける権利の部分になります。

申請人は、令和５年４月に許可を得て、営農型太陽光を設置しておりますが、継続して設置するための一時転用申請でございます。

耕作者は、農地を所有して耕作しており、栽培している作物は榊でございます。

申請地は、農振農用地でございますが、農地法施行令第11条第１項第１号イ及びロの例外規定により一時転用として設置できるものとなっております。

なお、一時転用期間は３年であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

現地は、私がよく通る道路沿いにあるのですけれども、除草、耕作ともにしっかり行われており、調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

この案件も、調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第４号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第２項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第４号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当であると思われますので、ご審議ほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可についてを上程いたします。

第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に近接し、住宅等が連たんしていることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員　13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第２項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線東水戸駅から300メートル以内の農地であることから、農地区分は第３種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員　13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われますので、ご審議よろしくお願いいたします

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第４項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われ

ますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第６項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第７項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第８項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第９項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第９項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。３番、笹沼委員の代理発言となります。
　調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。３番、笹沼委員の代理発言となります。
　調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。３番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。３番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第13項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。３番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第16項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は11か月であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。

　調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第17項及び第18項は関連がありますので、併せて上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第17項及び第18項は関連がございますので、まとめてご説明いたします。

　契約内容は両案件とも賃貸借でございます。第17項の賃借人は、現在勤務医でございますが、独立開業するため診療所を建設したい旨の申請で、第18項の賃借人は、薬品販売業を営んでおりますが、隣接地に診療所が建設予定で需要が見込めるため、薬局を建設したい旨の申請でございます。

　申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

　両方とも調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議をお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第19項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議をお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、常磐高速道路水戸インターチェンジから300メートル以内の農地であることから、農地区分は第３種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷です。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷です。

　調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第23項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。

　この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第24項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。

この案件につきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局　第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第４号　土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　それでは、皆様、資料別紙１をご覧願います。

議案第４号　土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第１項千波町、畑、13,404平方メートルの土地につきまして土地現況証明願があり、農業委員３名で現地調査をした結果、転用目的どおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議　　長　事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　それでは、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課

それでは、説明させていただきます。

お手元の資料、別紙２をご覧ください。

それでは、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和８年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表につきまして内容を申し上げます。

表の１段目から３段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積135,076平方メートル、畑が設定面積27,484平方メートル、設定者53名、取得者32名でございます。

賃借権などの設定日は令和８年６月１日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えます。

議案第５号につきましては、説明は以上でございます。

議　　長　ただいま、事業担当課から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局　報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項、こちらをご覧願います。

報告第１号、報告第２号、報告第３号にある農地法第３条の３、第４条、第５条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第４号、報告第５号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議　　長　それでは、以上をもちまして、第34回総会を終了といたします。ありがとうございました。

閉会　午前１０時１０分

ここに本日のてん末を記録し署名捺印する。

令和　　年　　月　　日

水戸市農業委員会会長　　印

第３４回総会議長　　印

議事録署名人　１番　　印

議事録署名人　２４番　　印